HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカ会計理論の潮流
Author(s)	早川, 豊
Citation	經濟學研究, 35(1), 1-16
Issue Date	1985-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31678
Type	departmental bulletin paper
File Information	35(1)_P1-16.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 35-1
北海道大学 1985. 6

アメリカ会計理論の潮流

早川 豊

アメリカの企業会計理論を論じようとすれば，対象となる企業が千差万別であることに留意しなければならない。たとえば，業種の違い，規模の違い，成熟度の違い，黒字企業か赤字企業かの違い，衰退産業の企業か隆盛産業の企業かの違い，同族企業であるか，株式が広く一般に公開されている企業かの違い，多角経営企業か否かの違い，子会社を多く有するか否かの違い，外国子会社，外国事業所および外国企業との合弁企業を多く有するか否かの違い，さらには，主たる業種が規制産業の範囲に入るか否かの違い，等多くの違いに留意しなければならない。こういった違いを留意した会計理論の研究こそが重要であると信ずる。このレベルの研究の一端は，既に拙著『米国企業会計制度の研究』で試みたつもりである。そこで，本稿は，視点を変えて，アメリカ会計理論の本質を究明すべく，その大き潮流を論ずることを主眼としたい。

一般に，アメリカ会計理論を学術論文で取り扱うさい，AAA (American Accounting Association, アメリカ会計学会) の会計原則[1]や Paton/Littleton の『An Introduction to Corporate Accounting Standards』[2]や SHM 会計原則 (Sanders, Hatfield および Moore の共著であることから頭文字をとってネーミングされている)[3]を主たる理論的柱にしていることが多い。しかし，それが，会計実務家たちのバイブルになっていないのはなぜなのかを考察する必要がある。会計理論家たちが作り上げた理論は，どうしても冒頭で取り上げたような企業の性格の違い等を留意しきれず，一般理論になる性格を有する。これは，なにも

1) AAA, *A Tentative Statement of Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements*, AAA, June, 1936.
AAA, *Acounting Principles Underlying Corporate Financial Statements*, June, 1941.
AAA, *Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements*, 1948 Revision, June, 1948.
AAA, *Reserves and Related Income-Supplementary Statement No. 1*, December 31, 1950.
AAA, *Price Level Changes and Financial Statements-Supplememtary Statement No. 2*, August 1, 1951.
AAA, *Current Assets and Current Liabilities-Supplementary Statement* No. 3, October 31, 1951.
AAA, *Accounting Principles and Taxable Income-Supplementary Statement No. 4*, August 1, 1952.
AAA, *Accounting Corrections-Supplementary Statement No. 5*, December 31, 1953.
AAA, *Inventory Pricing and Changes in Price Levels-Supplementary Statement No. 6*, December 31, 1953.
AAA, *Consolidated Financial Statements-Supplementary Statement No. 7*, 1954.
AAA, *Standards of Disclosure for Published Financial Reports-Supplementary Statement No. 8*, 1954.
AAA, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements*-1957 Revision.

2) William A. Paton and A. C. Littleton. *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA, 1940.

3) Thomas Henry Sanders, Henry Rand Hatfield and Underhill Moore, *A Statement of Accounting Principles*, AIA, 1938, reprinted in 1959 by AAA.

会計理論に限ったことではない。経済理論や経営理論等にもあてはまることであろう。しかし，会計理論対会計実務は，経済理論対経済実務，および，経営理論対経営実務と比較してみると，個別企業に対するインパクトの違いに気が付くはずである。すなわち，約50年前までの会計実務は，個別企業が日常的に発生する取引を公的機関によってオーソライズされた会計理論をよりどころにして，それらに従って，こと細かに記録しなければならない宿命を有している。このことは，多くの会計理論が約50年前まで，公的機関によってオーソライズされていたし，認められていたことを意味する（Accounting Series Release No. 4)[4]。それは，それなりの理由があったからである。会計実務家たち，および，設立されたばかりの政府機関が詳細な会計基準や会計原則を有していなかったため，明記されていないものは，必然的に会計理論を基礎とした判断に頼らざるを得なかったからである。しかし，政府機関にしてみれば，冒頭で記したような多様な企業の実務会計を一般的な会計理論だけで規制できない。そこで，約50年前に設置された会計実務規制の責任を有する公的機関，SEC（Securities and Exchange Commission，証券取引委員会）は，徐々に，一般的な会計理論から脱皮して，その規則および細則の充実に力を注ぐことになっていった。その規則および細則を SEC 自ら設定せず，また，学会に諮問せず，アメリカ会計士協会に諮問し，その結論を尊重していったことから，会計理論家とアメリカ会計士協会を始めとする会計実務家との力のアンバランスが生じてしまったのである。

この現象の端緒は，約70年前まで遡ることができよう。それは，SEC 設置以前の政府の連邦諸機関が，会計実務に対して規制してきた事実を探求することによって解明できる。それは，所得税法，中央銀行法，独禁法および NYSE（New York Stock Exchange，ニューヨーク証券取引所）の会計規制と会計実務との関係である。所得税法との関係は，連邦政府が1913年の第16回修正憲法により法人課税所得の1パーセントを徴収する権限を得たことによる[5]。これは，アンダーウッド/サイラン関税法の補足法として可決され，最終的に修正憲法を可決して施行されたものである[5]。中央銀行法との関係は，1913年12月に連邦準備法が施行され，連邦準備銀行制度が確立したことによる[7]。さらに，独禁法との関係は，1914年にはクレートン法および連邦取引委員会法が成立したことによる。NYSE との関係は，後述の「大恐慌と会計理論および会計実務」の前後で論じてみたい。

そこで，まず，1913年の所得税法が会計理論および会計実務に与えた影響について考察してみよう。この所得税法は，1909年に変則的な法人所得税として知られる「法人免許税」（Corporate excise tax）から脱皮して，憲法修正までして施行したものである。1909年税法では，個人所得税は対象外にされていた。また，「法人免許税」は，5,000ドル以上の所得に対して1パーセントであり，個人企業の所得は無税であり，中小企業の法人所得も無税の可能性が大であった。そこで，反トラストをスローガンにして登場した Wilson 大統領は，1913年に憲法修正までして，アメリカ財政史上初めての近代的な個人および法人所得税法の基礎を成立させた。すなわち，総合的でかつ累進的な所得税法の基盤が出来たことになる。但し，累進法人所得税率の適用は，1936年まで待たなければならない。それまでの均一税率は，1%(1909)，

4）*Accounting Series Release and Staff Accounting Bulletins as of July 6*, 1978, Commerce Clearing House, Inc., 1978, p. 2023.

5）William Sprague Barnes(ed.), *World Tax Series-Taxation in the United States*, Harvard Law School, Commerce Clearing House, Inc., 1963, p. 113.

6）加藤栄一「連邦租税構造の大転換とその経済効果(2)」『経済学（東北大）』第30巻第2号41ページ。

7）『体系金融大辞典』東洋経済新報社，1956年，559ページ。

2%（1916），6%（1917），10%—13.75%（1918—35）であった。1936年以降，付加税率が課され今日に至っている。そのため，付加税率を含めた最高法人税率は，15%（1936-1937），19%（1938-1939），24%（1940），31%（1941），53%（1942-1945），38%（1946-1949），42%（1950），50.75%（1951），52%（1952-1962）となり，その後，48%，46%へと推移してきている。他方，個人所得税の方は，1913年に導入された時から，すでに，最低税率1パーセントから最高税率7パーセントまでと定めた累進税率であり，所得控除をも含めた近代的なものであった[8]。

ここで考察しようとするのは，1909年の「法人免許税」ないし1913年の法人および個人所得税の導入がどのような影響を会計理論や会計実務に与えたかである。しかし，1913年の総合税法は，僅か15ページにすぎなかった。その後，1954年総合税法は，500ページ以上にのぼっているのである[9]。さらに，1979年法は，2,000ページ前後に及んでいる[10]。このほか，国税庁の税法規則はその数倍に及んでいる。たとえば，1983年の法人税規則を含む所得税規則であるCode of Federal Regulationsの Part 26はペーパーバックで12冊，30センチに及んでいる[11]。したがって，総合税法の初期の段階では，税法が会計理論や会計実務に影響を与えたとしても，税法が詳細な規則および細則まで規定していないため，大きな影響を与えたとは考えにくい。しかし，第一次世界大戦に参戦直前の1916年から増税傾向に入り，法人所得税法や規則および細則が補充完備されていくにつれて，影響力を増幅させていった。すなわち，会計理論上で認められていても，課税の公平性という別の論理で税務当局が否認するという事態が生じてきたのである。この場合の調整として，税務会計に一本化する企業，および，税務会計と企業会計とを別個に会計処理する企業とに分かれてしまった。前者は零細企業と一部の中小企業，後者は大企業というのが一般的となった。こうした伝統がアメリカでは，この時から発生したのである。すなわち，日本と違って棚卸計算法以外の会計実務に対しては，別々の会計処理を許容しているのである。このことからアメリカの会計基準集は，日本の企業会計原則の数10ページと違って膨大になってしまっているのである。税務会計を縛る法人所得税法とその規則および細則は，日本のように企業会計における財務情報を縛れないのである。たとえば，日本の有価証券報告書を見ると，租税特別措置法第何条適用によるという注記があちこちに見られるが，アメリカの Form 10-K（これは，SEC が一般の製造企業に提出を要求している典型的なもので，日本の有価証券報告書に相当する）および株主向け事業報告書にはそれが見当たらない。そのほか，このような二元的会計実務である関係上，多くの派生問題が生じているが，これは，別の機会に論じてみたい。

次に，中央銀行法の制定と連邦準備制度の確立が，会計理論および会計実務にどのように影響を与えたかについて考察してみたい。1913年12月の連邦準備法施行により，国法銀行は連邦準備制度に強制加入となり，州法銀行は任意加入となっている。ちなみに，1982年末現在の連邦準備制度の国法銀行は，4,578行，連邦準備制度加盟の州法銀行は，1,040行となっている[12]。これらの銀行は連邦準備局（1935年まで Federal Reserve Board という名称が用いられ，1935年以降は，連邦準備制度理事会 Board of Governers of the Federal Reserve System という名称に改称された）[13]から定例

8) Barnes (ed.), *op. cit.*, p. 112.
9) *Ibid.*, p. 111.
10) *Internal Revenue Code, Including 1979 Amendments*, Commerce Clearing House, Inc., 1980, pp. 3865-6031.
11) *Code of Federal Regulations*, Office of the Federal Register as of April 1. 1982, Part 1 to Part 601, National Archives and Records Service, General Services Administratiion.
12) 経済月報（住友）1984/5・6，39ページ。
13)『体系金融大辞典』562ページ。

的監査を受けることになっている。すなわち，連邦準備局が連邦準備銀行を通じ，これらの銀行に対して，不正貸付や不健全な貸付を定期的に監査することになっている。このことは，同時に，これらの銀行が貸付先である個別企業に対しても個別および定期的監査を行なわなければならないことになる。すなわち，連邦準備法の施行によって，会計理論および会計実務は，加盟銀行およびそこから融資を受ける企業という両面にわたって影響を与えたことになる。しかし，前述の税法と同様，連邦準備局が設立されたばかりの時には，順守されるべき会計規則が出来ていなかった。そこで，後述する FTC と共同でその作業に取りかかるのであるが，それは，1917年になって曲がりなりにも出来上がるのである。

最後に，独禁法が会計理論および会計実務に影響を及ぼした関係を見ることにしよう。1914年のクレートン法および連邦取引委員会法の成立，特に，後者の成立は，従来まで司法省のみが独禁法を管轄していたのを，大統領が勝手にトップをカット出来ない独立機関として FTC (Federal Trade Commission, 連邦取引委員会) が設立されたことに意義がある。したがって，FTC の設立により，シャーマン法およびクレートン法の両者を管轄する強力な組織が出来上ったことになる。しかし，FTC が強力に独禁法を適用し，摘発に成功したとは言えなかったことが，事実として指摘されている。それでもなお，FTC は，その有する強力な権限から会計理論および会計実務において影響を与えていたのである。独禁法を適用しようとすれば，自ずと，個別企業の会計帳簿の調査に入らなければならない。この調査の前には，各個別企業に一定の会計理論および会計実務を順守させることが前提となる。しかし，この場合にも，所得税法や連邦準備局と同様，設立されたばかりの機関では何ら会計規則も用意されていなかった。かくして，次に見るように連邦準備局と共同で民間の会計規制に乗り出そうとするのであった。

第一次会計規制と会計理論および会計実務

そもそも，会計理論は，民間の会計実務の中から合理的なものの中から論理を引き出し論理整合性を図ったものである。それは，社会科学である以上，社会を無視して論理を引き出せないからである。会計理論も社会から無視されては生き残れない性格のものである。また，会計理論のうち，社会に受け入れられると，当然，社会制度の中に根ざすことになる。現実的であるが，社会制度の中に未だ組み込まれない会計理論や，非現実的で組み込まれない会計理論もあろう。

次に，アメリカの会計理論としてわが国およびアメリカの学会でバイブルとなっている AAA の会計原則や Paton / Littleton の会計啓蒙書の出版以前に会計実務家たちが，彼らの会計理論や会計実務を設立されたばかりの政府機関にオーソライズ，すなわち，制度化させていった動きを見ることにしよう。前述のように，誕生したばかりの1913年の所得税法は，僅か15ページであった。また，設立されたばかりの1913年の連邦準備局は連邦準備銀行を通じ，加盟銀行の定期的監査をするさいに加盟銀行の融資先監査も併せて行なわなければならない必要性を認識しつつも，その会計規則を未だ何も決めていなかった。さらに，設立されたばかりの FTC も独禁法適用の前提になる会計帳簿の調査は，一定の会計理論ないし会計基準に基づいた会計帳簿でなければ実効が上がらないことを認識していた。以上の三者とも，詳細な会計規則を民間に順守させる必要を感じながらも，それを実行するだけの実力を，未だ，有していなかったのである。のちに，税法は強力な規則および細則を自ら作成していくことになるが，後の二者は，会計実務家に諮問し，それをオーソライズしていくことになる。そのことは，アメリカ会計理論および会計実務にその後，大き

な影響を及ぼしていくことになる。今日のアメリカ会計理論および会計実務における会計実務家たちの強力な影響力については，拙著『米国企業会計制度の研究』の第一章で述べたので，それを参照されたい。

上記二機関（FTC および連邦準備局）が会計規則を必要とし，民間の会計実務家たちに諮問していったが，これに対して，諮問された側の巧みな対応について，次に考察してみよう。それは，その後のアメリカ会計理論および会計実務の潮流を形成する契機となったからである。

FTC と連邦準備局が学会ではなく，現在のアメリカ公認会計士協会の前身である AIA (American Institute of Accountants, アメリカ会計士協会）のまたその前身である AAPA (American Association of Public Accountants, アメリカ公会計士協会）という民間の会計実務家団体に諮問して，始めて日の目を見たのは，1917年のことである。それは，連邦準備局の機関誌である Federal Reserve Bulletin の1917年4月号に掲載された報告レポートを見ればよい。それには，加盟銀行の融資先の会計帳簿を統一化すべく『Uniform Accounting』と題されている。しかし，「統一会計」とはどのような意味を有していたのか，あるいは，どのようなものを政府機関が最初に企画していたのであろうか。この「統一会計」なるものは，その後，SEC が誕生する直前まで若干の改訂はあるものの，殆ど変更されず10数年間生き伸び続けたものである。設立されたばかりの FTC の五人の Commissioner の内の一人，副委員長でもある Edwin M. Hurley は，2年後の1915年にすでに，「統一会計」を提唱していた。それは，厳格な意味での「統一会計」であったがために，会計実務家たちから賛同を得られないでいた。すなわち，FTC は，独禁法調査をする際に，どうしても会計理論と会計実務の統一の必要を認識し，それを強行突破すべきであると考えていたのである。これでは，産業界は反対にまわることは明白であった。そこで，この案では，「統一会計」といっても若干のバリエーションを認めようとしたのであるが，それでも対立は継続した。さらに，会計実務家たちの反対も次の二点で激化していた（すなわち，これを契機に AIA の前身である AAPA が1916年に AIA と改名，組織の充実を図っていることからみても反対路線がいかに強固であったかを物語るものである)。第一点は，FTC が「統一会計」に対し専ら管轄権を行使しようとしたことであった。第二点は，それを可能ならしめるため，従来，AAPA ないし AIA が会員の資格授与に対しても自治権を有していたのを，政府が介入して連邦公認会計士試験を実施して，会計士の資格を限定しようとしたことにあった[14]。これは，現在でも，実現されておらず，AICPA が試験を実施して州政府が追認するという形をとっている。このような FTC の提案に対抗しようとして，AAPA は AIA に組織変えし，強化を図ったのである。いずれにせよ，AIA は FTC の「統一会計」の作成に協力しなければ，自分たちの職域を荒らされてしまうことを痛感し，FTC へ正式に協力の意志のあることを伝え，その後，協力関係に入っている。

Hurley を始め他の FTC 委員は，当時，混乱していた会計実務に対し，「産業別統一会計」を望んでいた。他方，会計士側では，そのような厳格な会計規則が出来てしまうと，まさに，会計士と弁護士の区別がつかず，職域がおかされる危惧を有していた。そこで，会計士たちは，巧みな戦術に出て，みごと，それに成功しているのである。それは，Hurley 副委員長が「統一会計」と「統一監査」の区別の知識がないことを利用し，題名，趣旨説明および本文では，「統一会計」とし，その各論は「統一監査」の中身にすることに成功したのであった。しか

14) Robert Chatov, *Corporate Financial Reporting-Public or Private Control?*, Free Press, 1975, p. 48.

も，その各論の内容は Big Eight 会計事務所の筆頭である Price Waterhouse 会計事務所の監査業務のために作成されていたパンフレットであったのである[15]。これが，連邦準備局の Federal Reserve Bulletin の1917年4月号に掲載されオーソライズされてしまったのである。さらに，これは，FTC が諮問した結論を，連邦準備局が推薦するという形をとっていたのである。

しかし，その戦術にはまったとしても，あとで，それに気付くものである。会計士たちにとって，幸いにも，Hurley 副委員長が1917年に辞任したため，独禁法関係者からの会計理論および会計実務への強烈な批判が薄らいでいった。けれども，連邦準備局の方はその戦術にはまったことを知るや，翌年には，各論は同じでも，趣旨説明および本文から「統一会計」という言葉を抜いて，題名を変更して再録している。それは，『Approved Method for the Preparation of Balance-Sheet Statements』と改称されている。それは，数年にわたって連邦準備局が連邦準備銀行を通じて，パンフレット形式で加盟銀行の融資先の会計実務の指導および監査のために出版されていたのである[16]。さらに，これを殆ど変更せず1929年には，AIA は，改訂を重ねた末，1929年に『Verification of Financial Statements』として「会計職業界の最善で近代的な実務であると思われるもの」として完成させている[17]。

このような1910年代の第一次会計規制は，会計理論家たちや会計実務家たちにとって大きな意味を有していた。すなわち，このような大枠だけを決め，詳細な会計規則を決めなかったことは，一方において，会計実務家たちにとって，自由裁量性が許容されたことになり，彼らの権限および職域の拡大につながっていた。この意味において，この会計規制は，会計実務家たちにとって，第一次黄金時代の招来となったのである。他方において，会計理論家たちにとっても，詳細な会計規則がなかったことが，会計実務の理論的基礎を与えるという大きな役割を勝ち得たのである。その意味で，会計理論家たちにとっても，第一次黄金時代となったのである。その事実として，AAA の前身である AAUIA (American Association of University Instructors in Accounting, アメリカ大学会計学教師協会) が，会計規制の動きが表面化した1916年に設立されていることから，容易に想像がつくであろう[18]。

証券大恐慌前の会計理論および会計実務

しかし，前述の『Uniform ……』や『Approved……』や『Verification ……』なりが，うまく機能していたかについては，疑問の方が多い。Ripley が指摘しているように当時の会計理論はともかく，会計実務および会計監査実務は警鐘されるべき状態であったのである[19]。この状態であったがため，一般投資家まで証券取引に不信を抱かせ，かの証券大恐慌を引き起こす要因となってしまったのである。それでは，当時，どのような会計実務および報告実務が行なわれていたのかを1926年の Ripley の論文から拾ってみよう[20]。

15) *Ibid.*, pp. 48-50.
16) F. W. Thornston, *Financial Examinations*, American Institute Publishing Co., Inc., 1933, p. 222.
17) American Institute of Accountants, *Verification of Financial Statements*, 1929, reprinted in Thornston, *op. cit.*, pp. 219-274.
18) Gray John Previts and Barbara Dubis Merino, *A History of Accounting in America-An Historical Interpretation of the Cultural Significance of Accounting*, Ronald Press, 1979, p. 215.
19) William Z. Ripley, "Stop, Look, Listen!-The Shareholder's Right to Adequate Information," *The Atlantic Monthly*, No. 137, January, 1926, pp. 94-112, reprinted in Ripley, *Main Street and Wall Street*, Little, Brown and Co., 1926, Chapter 6 "Light at the Crossways: Stop, Look, Listen!," pp. 156-207.
20) William Z. Ripley, *Main Street and* ..., pp. 159-203.

1. United State Express Co. は，1926年当時まで，株主総会もなければ，株主向け事業報告書も発表していなかった（p. 159. これは，Ripley の Main Street and Wall Street のページ数である。以下同じ）。
2. たとえ，株主総会が開かれても，その招集案内状の中で，敢て，財政状態を見せるべきでないと明言している企業もあった（p. 161.）。
3. Royal Baking Powder Co. は，当時，25年以上も財務諸表を外部に公表しなかった（p. 162.）。
4. Singer Machine Co. は当時，世界のミシンの80パーセントのシェアーを有していても，一切の財務データを公表しなかった（p. 162.）。
5. National Buiscuit Co. は，当時，損益計算書も減価償却勘定も有していなかった（p. 162.）。また，同社は，財務情報を極秘にしていたので有名であった（p.167.）。
6. American Can Co. は，減価償却勘定を1925年になって始めて設定した（p. 162.）。
7. Gillete Safety Razor Co. は，当時，7,000人の株主がいたが絵入りであっても財務情報は貧弱であった（p. 163.）。
8. U. S. Steel Corp. は創立以来，アメリカで最高水準の財務情報を公表していた（pp. 164-165.）。
9. U. S. Steel Corp. の次に良かった企業は，製造業では，General Motor であり，公益事業では Philadelphia Co., Consolidated Gas, Electric and Power Co. of Baltimore であった。しかし，この種の会社は，非常に稀であった（p. 165.）。
10. Lehigh and Wilkes Barre Coal Co. は留保利益がありながら数年間，配当も財務諸表も公表しなかった（p. 170.）。
11. FTC の年間10万ドル以上売上げの6万社についての1915年から1916年にかけての調査によると，約半数の企業は減価償却勘定を設定していなかった（p. 174.）。
12. Bay State Street Railway は，たこ配を尋問されても，学問的問題として開き直っていた（p. 178.）。
13. たこ配の例は，たくさん挙げられている。Consolidated Lake Superior Co. (1902), American Grass Twine Co. (1905), Electric Vehicle Co. (1904), United States Finishing Co. (1913) がその例である（pp. 178-179.）。
14. 利益平潤化の例として，American Tobacco Co., American Can Co. (pp. 179-180.), Continental Gas and Electric Corp. が挙げられている（p. 184.）。
15. 逆粉飾の例として，Allied Chemical and Dye Corp. が挙げられている（p. 181.）。
16. 未実現利益計上の例として，Punta Algre Sugar Co. を挙げている（p. 191.）。
17. のれん勘定の悪用の例として，United States Leather Co., American Writing Paper Co., American Agricultural Co., American Ice Co., Goodyear Tire and Rubber Co., Goodrich Co., General Motors, U. S. Steel, Dodge Brother, Inc., General Electrics が挙げられている（pp. 193-195.）。
18. 無額面株式の悪用の例として，Di Giorgio Fruit Corp. が挙げられている（p. 196-198.）。
19. 資本剰余金と利益剰余金の区分が出来ていない例として，National Cash Register Co., Dodge Brothers, Inc., Virginia-Carolina Chemical Corp. が挙げられている（p. 199-201.）。
20. 連結財務諸表を作成せず，子会社の悪業績を伏せた例として，Electric Light and Power Corp., American Superior Corp. が挙げられている（p. 203.）。

この当時，会計理論の面では，Paton, Littleton,

Stevenson, Canning たちの会計理論家が，会計実体論，利益本質論，資産評価論など啓蒙的なことを既に論じていた[21]。それにしても，このような会計実務および会計報告であったとするならば，会計理論家たちは，何にもまして，当時の会計実務および会計報告実務にたいする告発なり，警鐘なりをすべきであったろう。Ripley はハーバード大学政治経済学の教授であって，会計学教授ではなかった。さらに，言うならば，この論文は会計学関係者や会計実務家たちのほか，多くの人によって脚光を浴びたものではあっても，会計理論家たちがそれを論文で反駁したり，それを発展したりしたものがいなかったことは，当時の機関誌を見れば明白である。いな，その種の論文がレフリー制により拒否されたことも容易に想像される。すなわち，自分たちの専門領域を自ら批判するような論文は，学会誌であれ，実務家の機関誌であれ，敬遠されるからである。その事実が現われていたことは，次を見れば明らかである。所有と経営の分離で有名な Adollf A. Berle, Jr. の1933年10月の AIA 総会で朗読された論文は，首尾一貫した会計原則の設定の必要と他企業との比較が出来る会計原則の作成の必要を説き，AIA がその重責を負うべきであるとしたものであった。それは，すぐさま AIA の機関誌 Journal of Accountancy に掲載されるため，活字が組まれたが，出版には及ばず，AIA のファイルでは，『極秘ファイル』の扱いを受けていた[22]。

Ripley の論文に対して大きな反応を示し，行動に移したのが George O. May であった。May は当時，Price Waterhouse の所長と AIA の理事を勤め，後に NYSE 会計顧問となった。彼は，AIA の1926年次総会で厳粛な反応を示していた。しかし，Ripley の警鐘は，1929年の証券大恐慌以前には大きな脚光を会計理論家および会計実務家たちに与えなかった。とくに，Ripley の論文が影響を与えたのは，1932年の Franklin Delano Roosevelt 大統領の選挙以降であった。

Ripley の論文に啓発された May は，AIA をして始めて NYSE と接触を図って，会計報告実務の改善の道を共同で探るべく，提案をしているが，この段階では，NYSE 側から拒否されている。但し，1927年には，May を NYSE の会計顧問にする提案が出され，両者の合意に達している。それでも，May の本来の提案であった AIA との協力特別委員会設立に関しては，この段階では拒否されたのであった。しかし，1929年の大恐慌を経験すると，NYSE 側の態度が一変して1930年には，AIA へ協力の要請に来ているのである[22]。このように会計理論家および会計実務家にとって，第一次黄金時代であっても，Ripley が指摘するように，会計実務および会計報告実務はこれ以前の実務と大きな変化がなかったのである。

大恐慌と会計理論および会計実務

今日の会計制度は，大恐慌を教訓として設定されたといえよう。大恐慌後10数年間は，NYSE と AIA，SEC と AIA の相互協力および圧力関係という構図で会計実務および会計報告実務の制度化へ進んでいくが，この段階でも未だ詳細な規則まで手がまわらない状態であったので，会計理論家たちも安泰であった。しかし，その後，会計基準や会計規則ないし細則が積み上げられていくことになる。すると，従来，詳細な基準や規則および細則がない時に

21) William A. Paton, *Accounting Theory*, Ronald Press, 1922.
A. C. Littleton, "Discussion of Principles of Valuation Related to the Balance Sheet," *Papers and Proceedings of the Eigth Annual Meetings of the AAUIA*, 1924.
William A. Paton and Russell Stevenson, *Principles of Accounting*, 3rd ed., MacMillan, 1918.
John Canning, *Economics of Accountancy*, Ronald Press, 1929.

22) Chatov, *op. cit.*, p. 72.

23) *Ibid.*, pp. 52-54.

は，会計実務の正当化の手段として会計理論家たちの論文や著書が重宝されていたものが，今度は，それよりも基準や規則および細則に照らし合わさなければならなくなっていくのである。この段階に入ると，会計実務家たちは，AIAを会計基準設定団体として組織強化し，自分たちにマッチした論文や著書を選び出し，一定の会計理論を取り込んだ上で，多くの会計基準を作り出していくのである。それが進行すると，会計実務家たちは，従来，重宝していた論文や著書よりも，詳細な会計基準の順守に追われていくのである。

次に，大恐慌の発生が，会計理論および会計実務にどのような影響を与えたかについて考察してみよう。大恐慌は，NYSEに強烈なインパクトを与えている。すでに，見たように，Ripleyの警告やMayの提案があったにもかかわらず，NYSEは，無視し続けていた。しかし，大恐慌はNYSEに駄眠を許さなかった。NYSEの方から，1930年9月のAIA総会に正式に，AIAへ会計報告実務の改善に向けてNYSE / AIA協力特別委員会の設置を要請して来ており，それが実現している。この協力特別委員会の委員長にMayが選ばれ，当時の彼の活躍の様子は『George O. May, *Twenty-Five Years of Accounting Responsibilities. 1911-1936, Essays and Discussions*』[24]を見れば詳細な事実が述べられている。

Mayを委員長とする特別委員会の成果は，今日の会計基準集に納められ，実効力を有するものとして受け継がれている。それは，1934年1月21日付けで出版され，1934年10月15日のAIA評議会によって決定されたものであり，『Audits of Corporate Accounts』と題されていた[25]。これは，会計五原則として余りにも有名な報告書である。その報告書の内容は，すでに，16ヶ月前の1932年9月22日付けでMayが『*Corporate Accounts and Reports*』と題するNYSE宛てに提出しており，AAAからも注目されていたのであった[26]。いずれにせよ，この会計五原則は，第一次会計規則とは違って，民間団体であるNYSEの上場企業に対して積極的に民間側から会計規制に乗り出さざるを得なかったことに注目すべきである。しかし，この内容は，始めての会計原則であった関係上，会計理論的というよりは，過去の腐敗した会計実務の防止策としての性格が強かった。すなわち，それらは，すでに，Ripleyによって警告が発っせられていたものばかりであったのである。それらは，次の通りであった。

「1．未実現利益は，直接的にも，間接的にも企業の収益勘定の中に計上してはならない。(中略)。利益は，通常の営業活動による売上がなされた時，実現したものとする。但し，(中略)。」

「2．資本剰余金が発生した時には，当期あるいは将来の損失を補塡するために，利益勘定の中に算入してはならない。但し，(中略)。」

「3．買収前に蓄積された子会社の利益剰余金は親会社および子会社の連結利益剰余金の一部となり得ない。また，その部分の利益剰余金に対する配当宣告の部分は，親会社の利益勘定の中に算入してはならない。」

「4．ある一定の状況で自社株を資産として保有している場合，もし適切に開示されていれば，許容されるであろうが，その種の配当はその会社の利益勘定の中に算入してはならない。」

「5．会社役員，従業員，または，関係会社に対する売掛金または受取勘定は，別の勘定で開示しなければならない。それらは，売掛金または受取勘定のようなところに算入して

24) George O. May, *Twenty-Five Years of Accounting Responsibilities, 1911-1936, Essays and Discussions*, edited by Bishop Carleton Hunt, Price Waterhouse & Co., 1936.

25) John L. Carey, *The Rise of the Accounting Profession-From Technician to Professional, 1896-1936*, AICPA, 1969, p. 175-179.

26) *Ibid.*, p. 175.
Chatov, *op. cit.*, p. 57.

はならない。」[27]

これらのすべては，Ripley が，すでに，1926年に警告していたものばかりであることは，たとえば，会計五原則の第一原則は，Ripley を紹介したところの16番目の例で，第二原則は，Ripley の19番目の例で警告しているし，第三原則は，17番目の「のれん」勘定の悪用例の裏返しである。第四原則および第五原則は，Ripley が一貫して定期的かつ適正な会計情報の開示を力説しているところから，彼の警告の反応といえよう。

しかし，この会計五原則が，AIA の評議会の承認を受けたのが，1933年証券法通過後，一年以上も経過してからであったのである。そこで，次に，1933年証券法および1934年証券取引法成立が会計理論および会計実務にどのような影響を与えたかについて論じ，結びにかえることにしよう。

証券諸法の成立と会計理論および会計実務——結びにかえて

証券大恐慌は，前述したように NYSE を筆頭に証券業界や会計理論家および会計実務家に多大の影響を与えることとなった。その一環として NYSE は，会計実務家たちに最も影響力のある AIA に対して会計報告実務の改善のための協力特別委員会の設立を働きかけた。その成果が「会計五原則」であった。この時の動きと，証券諸法の成立の背景は同じであるため，その部分の重複説明を避けながら，証券諸法の会計理論および会計実務に与えた影響について論ずることにしよう。

まず，最初の1933年証券法は，1933年5月27日に成立している。その法律制定趣意書の全文は，「州際および外国証券取引，および，郵便物を通じて販売される証券の内容の完全かつ公正な開示（full and fair disclosure）を行なわしめること，および，当該証券の販売の際の不正（frauds）を防止することにある。および，その他の目的のためのものである。」となっている[28]。このように1933年証券法は，新規に販売される証券に対する規制を主眼としていた。その中で会計理論家および会計実務家に特に影響を与えたのが，第11条と第19条であった。第11条は「不実記載登録届出書の会計報告に対する民事責任」の条文である。すなわち，登録届出書の中で重要な事実を偽って表示したり，重要な事実を省略して開示しなかった場合，株主は，損害賠償訴訟を起こすことが出来るとしたものである[29]。この規定により登録届出書にサインした関係者，すなわち，それの監査証明をした会計士も含めて，損害賠償訴訟の危険を受けることになった。そのことは，従来の契約関係の法解釈からの脱皮を意味していた。すなわち，従来では，会社側との間で会計士側とが，監査契約を結んでいたので，監査報告の中でたとえ契約違反があったとしても，それは契約当事者間の問題であって，契約外部者である株主といえども，損害賠償訴訟を起すことはできなかったのである。この法解釈の拡大を連邦法で明記したことが，画期的であったのである。但し，その法解釈は，すでに，1931年のニューヨーク州控訴裁判所の「Ultramares Corporation vs. Touche, Niven & Co. 事件」で，監査人が故意の不正により第三者に損害を与えたときは，損害賠償の責任を有する旨の判決がすでに出ていたのである[30]。

上記第11条のほか，会計理論家および会計実務家に特に影響を与えたのが，第19条であった。第19条は，「委員会の特別権限」と題され，

27) Carey, *op. cit.*, pp. 176-177.,
Financial Accounting Standards Board, *Financial Accounting Standards-Original Pronouncements as of June 1, 1981*, FASB, p. 9.

28) J. S. Ellenberger and Ellen P. Mahar, *Legislative History of the Securities Act of 1933 and Securities Exchange Act of 1934*, Volume 1, Fred B. Rothman & Co., 1973, p. 74.

29) *Ibid.*, pp. 82-83.

30) T. A. Lee and R. H. Parker, *The Evolution of Corporate Financial Reporting*, Thomas Nelson and Sons Ltd., 1979, pp. 169-171.

その冒頭の二つのセンテンスは，次のようになっていた。

「委員会は，この法律を施行するために必要な時には，規則および細則を作成，改正，廃棄する権限を有する。これには，各種の証券および証券発行者に対する登録届出書および委任状勧誘状の規則および細則，および，この法律に使用される会計用語，法律用語および商慣習用語を定義する権限も含まれる。そのほか，委員会は，この法律のために必要とする情報が得られるようなフォーム，貸借対照表および損益計算書に表示される項目名あるいは小項目名，会計帳簿の作成方法，資産および負債の評価方法，減価償却および減耗償却計上法，経常損益と臨時損益の区分法，営業損益と投資損益の区分方法，および，委員会が必要かつ望ましいと判断した時には，証券発行人によって直接もしくは間接的に支配されたもの，あるいは，証券発行人と直接もしくは間接的に共通支配下にあるものとの連結貸借対照表もしくは連結損益計算書の作成方法を，定める権限を有する。」[31]

この条文規定により，会計理論家や会計実務家の専門用語であった会計用語のほか，資産負債の評価，利益の区分，連結財務諸表作成方法に至るまで委員会，すなわち，1934年証券取引法施行以前では，FTC，それ以降では，SECが定める権限を有することになったのである。

このように1933年証券法の第11条「会計報告に対する民事責任」及び第19条「委員会の特別権限」は，1934年証券取引法の中にも引き継がれている。その法律制定趣意書の全文は，「州際および外国証券取引，および，郵便物を通じて営業を行なっている証券取引所および店頭市場の規制を行なうこと，および，当該取引所および店頭市場の不公平かつ不正な(inequitable and unfair practices) 証券実務を防止することにある。および，その他の目的のためのものである。」[32]このように1934年証券取引法は，証券取引所およびその取扱業者，さらには，証券取引に対する規制を主眼としていた。その中で会計理論家および会計実務家たちに特に影響を与えたのが，第13条「定期的およびその他の報告書」であり，これは1933年証券法の第19条に相当するものであった。しかし，この条文により証券取引所に上場していたり，店頭市場で取引きされている企業は，少なくともSECに年次報告書を提出する義務を負わされたのである[33]。

両者の法律によって，次のような会計理論および会計実務に大きな影響を与えることになった。従来の会計理論は，政府機関の規則や細則，もしくは，その諮問機関の会計基準の中に吸収される過程を歩むことになってしまうのである。のちに，SECは，その作業を始め，会計規則や細則ならびにSECの審判の事例および会計問題の規則解釈に関することを，『Accounting Series Releases』(ASR，会計連続通牒)に掲載し，公表していくことになった。しかし，その数を見ると1937年前まで出されておらず，その年で3個，1938年で7個となっている。その後，次のようになっている。

1939年（0），1940年（10），1941年（7），
1942年（14），1943年（5），1944年（3），
1945年（4），1946年（5），1947年（5），
1948年（3），1949年（2），1950年（3），
1951年（1），1952年（1），1953年（3），
1954年（1），1955年（0），1956年（0），
1957年（1），1958年（3），1959年（3），
1960年（2），1961年（3），1962年（5），
1963年（3），1964年（2）

1981年4月10日現在で，総計291個となっている。約45年前の1940年末においては，20個のASRが出されていたにすぎなかったので，SECの会計規則や細則でカバーできない領域は，過去の伝統を受け継いだ会計実務や，論文

31) Ellenberger and Mahar, *op. cit.*, Volume 1, pp. 85-86.

32) *Ibid.*, Volume 4, p. 881.

33) *Ibid.*, Volume 4, pp. 894-895.

および著書に現われた会計理論を基礎にした会計実務を行なうことが出来たのである。その意味で，この第二次会計規制は，会計理論家たちにとって，第二次黄金時代であった。さらに，この法律によって，新規上場証券の発行時にSEC向け及び株主向け事業報告書には，会計士の監査意見書を出さなければならなくなったため，会計士の職域が飛躍的に拡大していった。その意味で，会計実務家たちにとっても，第二次黄金時代となったのである。

しかし，SECは，会計規則設定権限を有しながら，SEC自らそれを全面的に行使しなかった。SECがASRを発表した当初は，会計規則といっても殆ど何も決めていなかった。しかし，細かい会計実務の規制の必要上，SECは，そうした問題を最も影響力のある会計実務家の団体，AIAに諮問し，それを追認するという形をその当時からとっている。他方，AIAは，SECから諮問され，報告した内容を自分たちの会計基準集に納めてしまっている。AIAは，後にAICPAと改称され，それが，その後さらに，FASBを支配していくのである[34]。それらの会計基準集は，1981年6月1日現在，それぞれCAP（Committee on Accounting Procedure，会計手続委員会）のARB（Accounting Research Bulletin，会計研究公報）が51個，会計用語委員会（Committee on Terminology）のATB（Accounting Terminology Bulletin，会計用語公報）が4個，APB（Accounting Principles Board，会計原則審議会）意見書が31個およびAPBステートメントが4個，20個の意見書に対するAPB会計解釈が計74個，および，FASB（財務会計審議会）ステートメントが74個，FASBインタープレテーションが35個，FASB概念が4個，および，FASB質疑応答公報（Technical Bulletin）が26個にも達している[35]。このように会計基準や規則および細則が多くなると，個別企業は，余りにも複雑多岐にわたった基準や規則および細則を内部の従業員だけにまかせることが出来なくなってしまったのである。そのことは，会計士業務の職域拡大へと繋がった。この段階を会計実務家たちの第三黄金時代と捉えることもできる。ただし，これを第二次黄金時代の継続ともいえようが，職域の大幅な拡大を重視すれば，第三黄金時代といったほうが適切である。

それに対して，会計理論家たちのうちで最も影響力のある団体，AAAは，1936年，1941年，1948年と積極的に会計原則を発表してきているが，1957年を最後に，会計原則の発表をしなくなっている。すなわち，AAAは僅か，4個の会計原則，補足会計原則を含め64ページにすぎないのであった〔しかし，AAAは，基礎会計理論報告書作成委員会のASOBAT（A Statement of Basic Accounting Theoryの略）を発表しているが，それは，会計原則というよりも将来のあるべき会計情報の提言という性格が強い〕[36]。

上述したように会計実務家団体およびSECが一定の会計理論の中から，合理的と判断されたものを抽出して会計基準や会計規則を詳細に規定していき，その結果，民間の自主規制とSECの規制が浸透していくという構図となった。それにつれて，会計理論家たちに対する影響として，規制された会計実務の基礎の上に立って論ずる必要が，益々，増大してくることになる。会計基準や会計規則が詳細になればなるほど，それらに盛り込まれていない分野は，益々，少なくなるのが，必然となり，伝統的会計理論体系に大きな影響を与えることになった。すなわち，伝統的会計理論体系の再編成の時代の到来をむかえることになったのである。

AAAの最後の1957年会計原則が発表された時には，すでに，多くの，会計基準や会計規則

34) 拙著『米国企業会計制度の研究』北海道大学図書刊行会，1982年2月，第1章。
35) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*.
36) 注1）参照および，AAA, *A Statement of Basic Accounting Theory*, 1966.

および細則が出されていた。そのことが，会計理論に多大な影響を与えたのである。たとえば，1960年以降，今日の主たる会計理論分野として，次のような分化現象を招来したのである。

1．会計理論発達史。
2．演繹的会計理論。
3．会計基準の実効分析。
4．会計基準解釈論。
5．多国籍企業会計論ないし国際会計基準論。
6．会計基準設定論。
7．その他。

上記(7)については，論者により意見の相違が大きく見られるため，ここでは，敢て，触れないことにする。

上記(1)の会計理論発達史については，たとえば，Previts/Merrino, Chatfield, Burns, Lee/Parker, Deinzer, Grady, Cooper/Ijiri, Hawkins, Moonitz などの着実な研究に代表される[37]。しかし，この種の研究のうち現代史にまで到達するものは，今日のアメリカの会計理論および会計実務にインパクトを与えることを目的としている。そのレベルまで到達していれば，(6)の会計基準設定論の研究に資することになる。しかし，現代史まで到達せず，過去の会計理論および会計実務のサーベイに終わっているものが多いのが残念である。

(2)の演繹的会計理論では，Moonitz, Sprouse, ASOBAT, イリノイ大学, Yu などをその代表例として挙げることが出来よう[38]。しかし，演繹的会計理論の構築を目指そうとするこの種の研究は，余りにも抽象的であるため，会計実務へのインパクトは，少ないのである[39]。

(3)の会計基準の実効分析は，一定の会計基準が，たとえば，どの種の企業に，どの程度株価に影響を与えたか，などの分析を行なうものである。たとえば，オイル・ガス会計基準（案）を巡る株価影響分析では，次が見られる[40]。

37) Previts and Merrino, *op. cit.*.
Michael Chatfield(ed.), *Contemporary Studies in the Evolution of Accounting Thought*, Dickenson Publishing Company, Inc., 1968.
Carey, *op. cit.*.
Thomas J. Burns(ed.), *Accounting in Transition*, Ohio State University, 1974.
Lee and Parker, *op. cit.*.
Harvey T. Deinzer, *Development Accounting Thought*, Holt, Rinehart and Winston, Inc., 1965.
Paul Grady(ed.), *Memoirs and Accounting Thought of George O. May*, Ronald Press Co., 1962.
William W. Cooper and Yuji Ijiri(ed.), *Eric Louis Kohler-Accounting's Man of Principles*, Prentice-Hall Co., 1962.
David F. Hawkins, "The Developments of Modern Financial Reporting Practices among American Mannufacturing Corporations," *Business History Review*, Autumn, 1963, pp. 135-168.
Maurice Moonitz, *Obtaining Agreement on Standards in the Accounting Profession*, AAA, 1974 (小森瞭一『アメリカにおける会計原則発達史』同文館)。

38) Maurice Moonitz, *The Basic Postulates of Accounting*, AICPA, 1961. Robert T. Sprouse and Maurice Moonitz, *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*, AICPA.
Study Group at the University of Illinois, *A Statement of Basic Accounting Postulates and Principles*, Center for International Education and Research in Accounting, 1964.
AAA, *A Statement of Basic Accounting Theory*, 1966.
Shih Cheng Yu, *The Structure of Accounting Theory*, University Presses of Florida, 1976, 319p..

39) Chatov, *op. cit.*, pp. 197-198 and p. 248.

40) Thomas R. Dyckman and Abbie J. Smith, "Report 1 and 2 — The Effect of the Exposure Draft of July 15, 1977, Financial Accounting and Reporting by Oil and Gas Producing Campanies on Return of Oil and Gas Campany Securities," FASB Public Record, 1978-Vol. 1.
D. H. Patz and J. R. Boatsman, "Accounting Principle Formation in an Efficient Markets Environment," *Journal of Accounting Research*, Autumn, pp. 392-403.
D. W. Collins and M. C. O'Connor, "Accounting Principle Formation and Investor Reaction," *FASB Public Record*, 1977-Vol. 7.
D. W. Collins and W. T. Dent, "The Proposed

Dyckman/Smith, Patz/Boatsman, Collins/O'Connor, Collins/Dent, Lev, Deakin, III, Porter たちは，株価にどのような影響を与えたのかについて，任意の分類基準で一定の統計分析の手法を利用して，会計基準試案の実効分析を行なっている。この種の研究は，殆ど特定の業界や規制機関から研究資金援助を受けて行なっているのが多い。そして，研究成果もその特定の業界や規制機関の利益となり得るのである。そのことは，利害の対立する業界や規制機関を刺激し，対抗手段として自分に都合のよい研究テーマの研究者を探し求め，それに対して資金援助を行なうというサイクルを生み出している。したがって，この種の研究は，特定業種や規制機関の意見を代弁するために利用価値がある時は，重宝されるが，それが過ぎるとその業種や規制機関にとって，大きく価値が減ずる性格のものが多いのである。また，株価は，会計基準（試案）以外の要因で大きく変動するものであることから，この種の研究は，会計理論の精緻化に繋がることは，少ないのである。

(4)の会計基準解釈論は，余りにも，詳細かつ複雑となった会計基準ないし会計規則はよび細則に対して，個別の基準ないし規則を前後のそれとの論理整合性を持たせて，解説ないし解釈していくものである。この種の著書は，アメリカの大学テキストとして利用されている。これは，現在，および，将来の会計理論研究者にとって便利なものとなるが，今日の会計理論を積極的に改善していくものとはいえない。

残りの(5)多国籍企業会計論ないし国際会計基準論と(6)会計基準設定論が，今日，会計理論研究で促進すべき残された大きな領域となっている。

(5)の多国籍企業会計論ないし国際会計基準論は，第二次大戦後の貿易および金融の国際自由化の進展によって，最近，特に会計理論および会計実務で脚光を浴びている領域である。丁度，第一次および第二次会計規制が行なわれた当初，規制といってもその会計規則が殆ど存在しなかったため，会計理論家にとって第一次および第二次黄金時代を築いていたのと，同じ性格の現象を引き起しているのが現状である。わが国の最近の恒常的貿易黒字を反映して，諸外国への直接投資が年々多くなってきている。しかし，直接投資にせよ間接投資にせよ，諸外国と会計基準ないし規則が異なっているため，会計情報の質的相違を前提とした研究（多国籍企業会計論），およびその会計情報統一化へ向けた研究（国際会計基準論）の必要が，益々，増大してきている。前者の外国籍企業会計理論研究の成果は，Choi/Mueller, Arpan/Radebaugh, Holzer などの著書がその代表例として挙げられる[41]。後者の国際会計基準論研究の成果は，数多くある国際会計基準設定機関の中で最も影響力のあるものとして，IASC (International Accounting Standards Committee, 国際会計基準委員会，創設者9ヶ国の会計士協会，準会員32ヶ国の会計士協会が加盟）のステートメントがある。1980年末で，13個，試案4

Elimination of Full Cost Accounting in the Extractive Industry: An Empirical Assessment of the Market Consequences," *Journal of Accounting and Economics*, Spring, 1979.
Bauruch Lev, "The Impact of Accounting Regulation on the Stock Market: The Case of Oil and Gas Companies," *Accounting Review*, July, 1979.
Edward B. Deakin, III, "An Analysis of Difference between Non-major Oil Firms Using Successful Efforts and Full Cost Methods," *Accounting Review*, October, 1979.
Stanley P. Porter, *A Study of the Subjectivity of Reserve Estimates and Its Relation to Financial Reporting*, Arhur Young & Co., 1980.

41) Frederick D. S. Choi and Gerhard G. Mueller, *An Introduction to Multinational Accounting*, Prentice-Hall, Inc., 1978.
Choi and Mueller, *International Accounting*, Prentice-Hall, 1984.
Jeffrey S. Arpan and Lee H. Radebaugh, *International Accounting and Multinational Enterprise*, Warren, Gorham & Lamont, 1981.
H. Peter Holzer, *International Accounting*, Harper & Row, Publishers, 1984.

個を発表している[42]。しかし，そのステートメントでさえ，緩い会計基準の国との妥協の産物となっており，大きな期待感と失望の連続となっている。したがって，前者の多国籍企業会計論は，戦後の金融および貿易の自由化の促進によって直接および間接投資が活発になってきている現状から，この分野の研究は，社会的要請が強くなって来ているのである。この種の研究は，ひいては，従来の一国内の制度の上に立脚していた会計理論の特徴を客観的に捉えることが可能となり，不備がある会計理論の向上発展に資することになる。

(6)の（アメリカ）会計基準設定論は，わが国の研究者の目からすると，アメリカの研究であるため，上記(5)のうちの多国籍企業会計論の中に入ってしまう性格のものである。

この会計基準設定論は，会計理論研究の中で，必要性を叫ばれていながら，従来，一般の研究者には，不可能とされていた領域である。これは，近年の情報公開の拡大により，その情報入手および分析，研究が可能となったことから始められた会計理論研究である。それゆえ，今後，多くの会計理論家たちが，この新たな領域に積極的に取り組むことになろう。この分野において，Briloff, Chatov, Metcalf 委員会などの優れた著書および報告書が有名である[43]。Horngren たちは，アメリカの会計基準全体の設定機構の改善に向けた主張をしている[44]。そのほか，この(6)の研究によって，アメリカの個別会計基準が，誰が，誰のために，何の目的で，いつ，どういう状況のもとで，などを具体的に知ることが可能となる。すなわち，個別会計基準設定機構，プロセス，および，社会的意義の研究を行なおうとするものである。しかし，個別会計基準設定の際には，必ず，他の会計基準ひいてはアメリカ会計基準全体との関係も同時に審議されるので，何も単に，個別会計基準の研究だけにとどまらない幅を有している。さらに，個別会計基準設定の際には，失業，インフレなどの国家の経済政策との関係まで審議されているのである。

この(6)の立場に立って会計理論を分析すると，純粋理論の立場を取っていた会計理論なるものが，実は，それは意識すると否とに拘らず，特定の種類の企業の側に立っていたことが判明されるのである。また，一般的に特定の中小企業の側に立っていたと思われていた理論も，実は，それを会計基準化したり会計規則化すると，その中小企業の方に不利というケース

42) Arpan and Radebaugh, *op. cit.*, pp. 54-55.

43) Chatov, *op. cit.*.
Abraham J. Briloff, *Unaccountable Accounting*, Harper & Row, Publishers, 1972.
Briloff, *More Debits and Credits—The Investor's Guide to Financial Statements*, 1976.
Briloff, *The Truth about Corporate Accounting*, Harper & Row, Publishers, 1981.
U. S. Congress, Senate, *The Accounting Establishment-A Staff Study*, prepared by the Subcommittee on Reports, Accounting, and Management of the Committee on Government Operations, USGPO, 1977.

44) Chatov, *op. cit.*.
Charles T. Horngren, "Accounting Principles: Private or Public Sector?," *Journal of Accountancy*, May, 1972, pp. 37-41.
Horngren, "The Maketing of Accounting Standards," *Journal of Accountancy*, October, 1973, pp. 61-66.
Horngren, "Will the FASB Be Here in the 1980s?," *Journal of Accountancy*, November, 1976, pp. 90-96.
Dale L. Gerboth, "Muddling Through with the APB," *Journal of Accountancy*, May, 1972, pp. 42-49.
Gerboth, "Research, Intution, and Politics in Accounting Inquiry, *Accounting Review*, July, 1973, pp. 475-482.
Lee J. Seidler, "Private Men in a Public World: The Accounting Principles Board in 1971," *Accountant's Magagine*, April, 1972, pp. 170-178.
Seidler, "The Financial Accounting Standards Board: Goldfish in a Pool of Sharks," *Accountant's Magazine*, October, 1973, pp. 558-566.
Stephen A. Zeff, "Developing Accounting Principles: A Summary Review and Analysis of the U. S. Experience," *Journal of Contemporary Business*, Spring, pp. 41-50.

が多いのである。社会科学の一環であると自負する以上，社会から目を背けることは許されない。個別会計基準の設定に対して，誰が，なぜ反対しているのか，耳を傾けるべきである。設定時には，必ず，反対の企業と賛成の企業と態度保留の企業が存在する。したがって，公正不偏の立場を堅持できる会計理論家たちは，それらの意見を分析した上で，客観的かつ総合的な分析を行なうべきである。

今日のアメリカでは，わが国と比較して異常なほど多い会計基準および会計規則がすでに出来上がってしまっており，合理的とされた会計理論は，それらの中に吸収されてしまっている現状から，今後のあるべき会計理論研究の方向は，この(6)の方法に立った研究の促進が期待される。

この(6)の立場に立った研究成果により，わが国の企業会計原則の改訂の際，アメリカの会計基準を参考にする必要に迫られたとしても，アメリカの会計基準のどこに問題点があるかを明確に指摘できるようになり，ひいては，わが国独自の会計理論の向上の良き指針を与えることになろう。